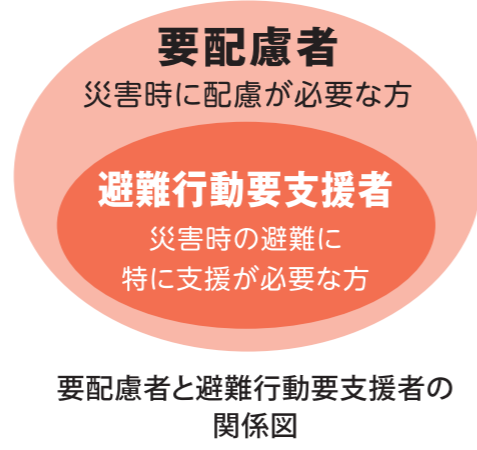


支援を必要とする方の情報を札幌市が提供します

要配慮者のうち、災害時の避難に特に支援を要する方たちを避難行動要支援者と言います。札幌市では、こうした方々の名簿を作成し、避難行動要支援者本人の同意を得たうえで、避難支援等関係者*に名簿情報を提供しています。

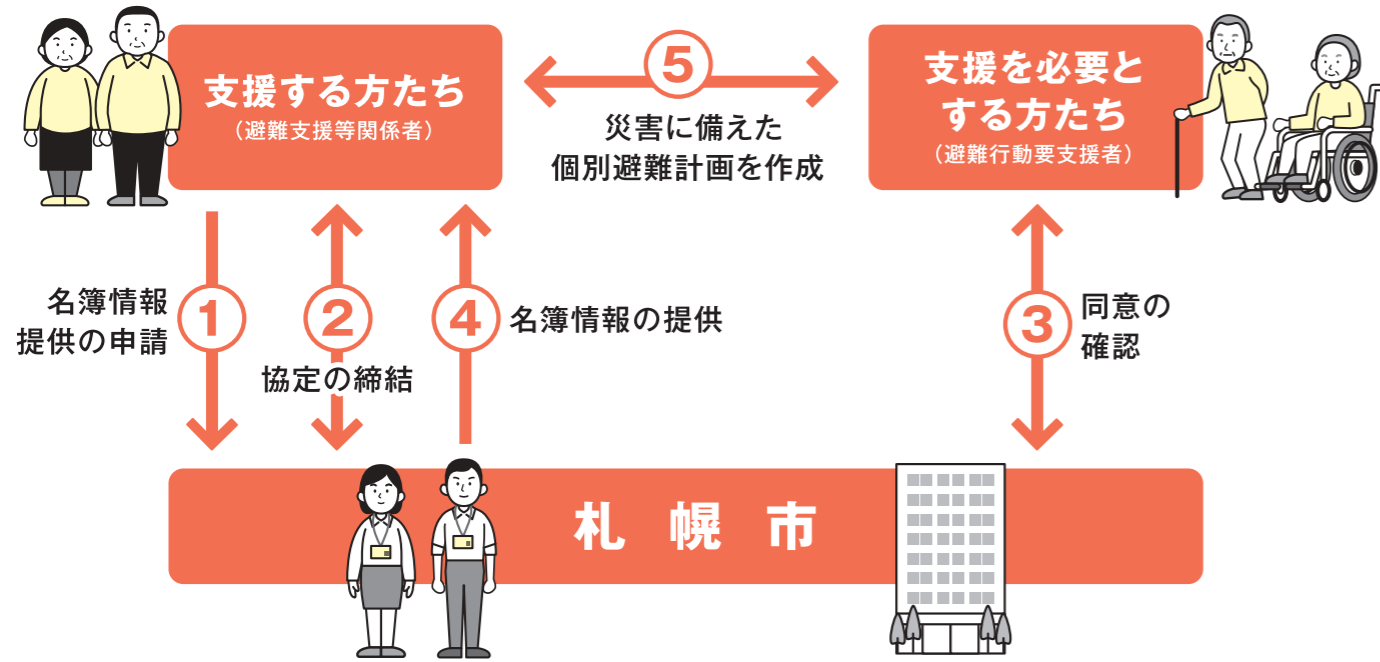
避難行動要支援者

- 要介護の認定を受けている方
- 居宅介護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護、同行援護、生活介護、共同生活援助、移動支援の障がい福祉サービス支給決定を受けている方
- 身体障害者手帳1～2級を所持している方
- 視覚障がい・聴覚障がいのある方
- 療育手帳Aを所持している方
- 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している方
- その他市長が特に必要と認めた方
(指定難病等のうち特に支援が必要な方など)



※避難支援等関係者／日頃から災害に備えた避難支援に取り組む関係者
(町内会・自治会、連合町内会、地区福祉のまち推進センター運営委員会、福祉推進委員会、地区民生委員児童委員協議会、地区社会福祉協議会、マンション管理組合 など)

名簿情報の申請から取得までの流れ



お問い合わせ先 札幌市保健福祉局総務部地域福祉・生活支援課 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎3階 ☎011-211-2932

中央区 保健福祉課 ☎011-205-3301	豊平区 保健福祉課 ☎011-822-2451
北区 保健福祉課 ☎011-757-2470	清田区 保健福祉課 ☎011-889-2034
東区 保健福祉課 ☎011-741-2459	南区 保健福祉課 ☎011-582-4734
白石区 保健福祉課 ☎011-861-2443	西区 保健福祉課 ☎011-641-6942
厚別区 保健福祉課 ☎011-895-2471	手稲区 保健福祉課 ☎011-681-2478

防災全般に関するお問い合わせ先

札幌市危機管理局
危機管理部危機管理課
☎011-211-3062

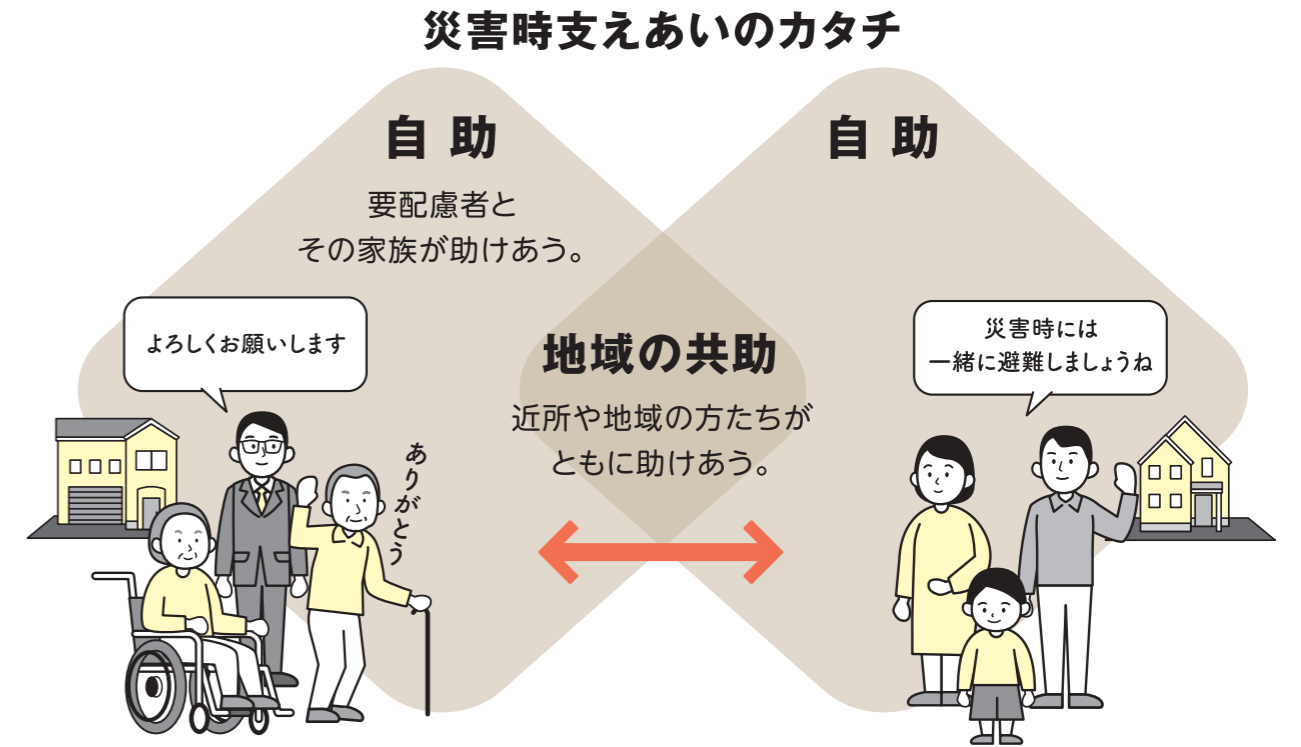


災害時支えあい ハンドブック〈概要版〉



一刻を争うとき、地域での助けあいが必要です

過去の災害の教訓から、災害が発生した直後は行政の支援が間に合わないことがわかっています。このため隣近所をはじめとした地域での助けあいが重要になります。



1 要配慮者避難支援とは？

災害時に支援が必要な人がいます

災害発生時に、自分の力だけでは避難することが困難な要配慮者(高齢者や障がいのある方など)の避難支援を、地域ぐるみで行うことを「要配慮者避難支援」と言います。

要配慮者

災害時には、特に配慮が必要です。

高齢者

- 一人暮らしの高齢者
- 高齢者世帯
- 寝たきりの方
- 認知症の方 など

障がいのある方

- 視覚、聴覚、言語が不自由な方
- 肢体が不自由な方
- 内部障がいがある方
- 精神障がいがある方
- 知的障がいがある方 など

手助けが必要な場合もある方

- 妊産婦
- 乳幼児・児童
- ケガや病気の方
- 外国人 など

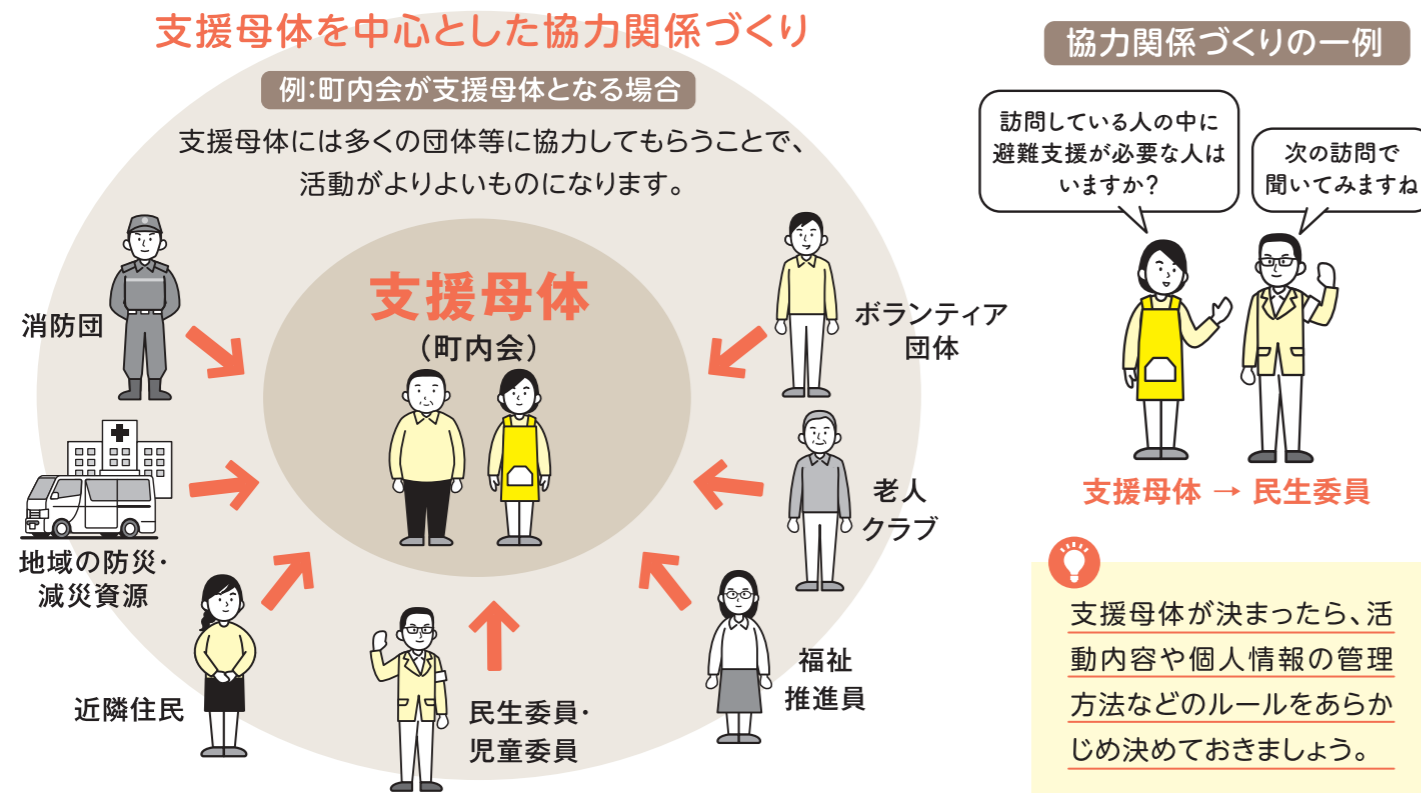


※要配慮者の支援は義務ではありません。支援者はご自身や家族の身の安全を確保することが優先です。

2 要配慮者避難支援のはじめ方

活動の中心となる支援母体を決めましょう

要配慮者の避難支援を進めるためには、取り組みの中心となるための組織「支援母体」が必要です。支援母体の担い手は、地域の実情に合わせて「町内会・自治会」「福祉推進委員会」「自主防災組織」等の既存の組織が考えられます。



要配慮者の情報を集めましょう

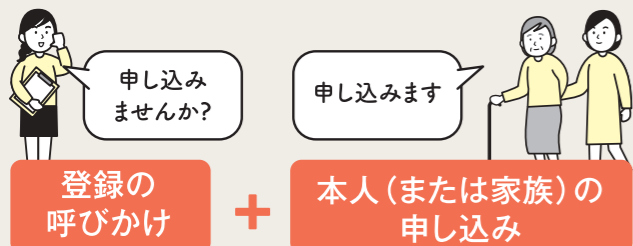
配慮が必要な方は、地域のどこにいて、どのような支援を求めているか。以下の方法で情報を集めましょう。

まずは、この方法から！

呼びかけることで、申し出てもらう。

手上げ方式

町内回覧などで登録を呼びかけて、情報を収集します。回覧板ではなく各家庭に個別配布するのも効果的です。

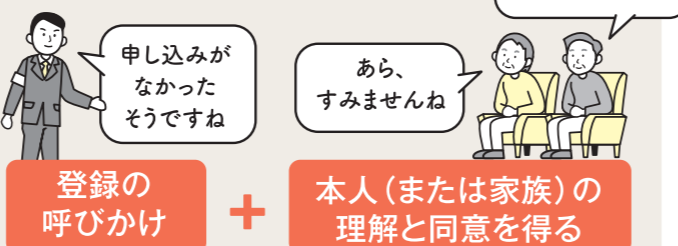


次は、この方法で！

本人に直接話して、同意してもらう。

同意方式

民生委員、福祉推進員などが訪問する際に、直接本人に働きかけてもらい、理解と同意を得ることで、情報収集します。



※集めた情報はルールに則って厳重に保管しましょう。

支援する人を決めておきましょう

災害時に備えて、誰(支援者)がどの人(要配慮者)を支援するのかを決めておくことが大切です。



支援者を募る方法の例

- 回覧板で募集する。
- 1軒1軒に、支援者募集の用紙を配る。
- 地域のイベントで募集するなど

最低でも2人決めておく安心！

日頃から親しくしている方の同意が得られるのが、いちばんよい方法です。

ニーズに合った支援を考えておきましょう

一人ひとり必要とする支援の内容が違うので、事前に本人や家族から、手伝ってほしいことなどを聞いておきましょう。

主な特徴と必要な配慮

体を動かすことが不自由



目が不自由



耳が不自由



災害に合わせた行動を考えておきましょう

風水害の場合

台風や大雨などは、気象情報をもとに事前の準備が可能です。高齢者等避難*や避難指示の発令などによって避難することになるため、情報伝達の方法を日頃から要配慮者と支援者で確認しておきましょう。



地震の場合

地震のように突然起こる災害は、まず自分の身の安全を確保することが何より大切です。そのうえで、要配慮者の安否確認、避難支援、救助活動等を行いましょ。



※高齢者等避難…人的被害が予想される場合に、避難に時間を要する要配慮者等に避難を始めるよう促す情報。令和3年5月の災害対策基本法改正により、「避難準備・高齢者等避難開始」は「高齢者等避難」に名称が変わりました。